

協会賞規程

一般社団法人日本粉体工業技術協会

- 第 1 条 協会は協会賞を設け表彰する。
- 第 2 条 表彰は毎年 5 月の協会定時総会において一般社団法人日本粉体工業技術協会賞(以下「協会賞」という)を授与して行う。
- 第 3 条 協会賞とは長年協会役員若しくは役員に準じ、委員会、分科会、技術センター各部門の役職に従事し、協会運営或いは技術面において著しく功績のあったものに与えるものとする。
- 第 4 条 協会賞は「功労賞」と「技術賞」の二種類とし、それぞれ賞状及び副賞を授与するものとする。
(1) 功労賞は、長年協会の運営にあたり、粉体工業技術の振興と協会発展に努め、その業績がきわめて顕著なものに授与する。
(2) 技術賞は、長年協会活動を通じ、粉体工業技術の振興発展に特に著しい功績のあったものに授与する。
- 第 5 条 協会賞受賞候補者(以下候補者という)を推薦するため推薦委員をおく。
推薦委員は協会役員、委員会委員長・副委員長、分科会コーディネータ・副コーディネータ、代表幹事・副代表幹事および技術センター部門マネジャー・副マネジャーとする。
- 第 6 条 推薦委員は毎年 2 月 10 日迄に、推薦書を本部に送付するものとする。
推薦書の様式は別に定める。
- 第 7 条 候補者の推薦があった場合、会長はその選考を本協会推薦審査委員会に委嘱する。
推薦審査委員会委員長は委員の他、必要に応じ既受賞者等を加え、候補者を選考する。
- 第 8 条 推薦審査委員長は、前条による候補者の選考結果を選考経過及び理由書を添えて 2 月末迄に会長に報告する。
- 第 9 条 会長は前条の報告を理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(附 則)

この規程の改定は、理事会の承認を得た日から発効する。

(付 記)

昭和 61 年 3 月 14 日 制定
昭和 63 年 12 月 13 日 改訂
平成 4 年 3 月 26 日 改訂
平成 8 年 9 月 19 日 改定 (理事会承認)
平成 15 年 3 月 19 日 改定 (理事会承認)
平成 23 年 3 月 18 日 確認 (理事会承認)
平成 27 年 7 月 31 日 一部改訂 (理事会承認)